

# 回 覧

平成24年7月1日（三股町役場）

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

## ◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

《今回の目次》

【担当課】	【No.】	【内 容】
健康管理センター	1	◆ 看護力再開発講習会のお知らせ
		◆ 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の定期予防接種のお知らせ
	2	◆ 日本脳炎の定期予防接種のお知らせ
		◆ ポリオ（小児まひ）定期予防接種のお知らせ
	3・4	◆ 平成24年度 女性特有のがん検診推進事業実施のお知らせ 《町内・都城市の検診指定医療機関》
	4	◆ 子宮頸がんワクチン任意接種のお知らせ
	5	◆ 原子爆弾被爆者がん検診のお知らせ
総務課		◆ 患者等搬送乗務員の適任者講習のお知らせ
産業振興課	6	◆ 自然の中で生き生きとさえずる 野鳥を楽しみましょう
		◆ 平成24年度宮崎県就職説明会(都城会場)のご案内
	7	◆ 水稻の病害虫防除を実施します
		◆ 夏休み親子クッキング講座開催のご案内



《今回の目次》

【担当課】	【No.】	【内 容】
産業振興課	8	◆ みまた ㊦ よかもんツアー
町民保健課	9	◆ 国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受け付けが始まりました
	10	◆ 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新のお知らせ
		◆ 障害認定申請のお知らせ
地域政策室	11	◆ 知っていますか？ 建退共制度
都市整備課		◆ 木造住宅の耐震診断のお知らせ
教育課	12	◆ 放送大学で学んでみませんか？
福祉課	13	◆ 児童厚生員登録の募集のお知らせ
		◆ 夏休み期間中だけの放課後児童クラブの児童指導員募集のお知らせ
		◆ 「介護給付費通知書」の送付のお知らせ
	14	◆ 介護保険料の平準化のお知らせ
税務財政課		◆ 平成24年度の地籍調査区域のお知らせ
相談ごと		◆ 「こころの健康相談」のご案内
	15	◆ 「人権相談」のご案内
		◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内
		◆ 交通事故無料相談のご案内



## 健康管理センターからのお知らせ

### ◆ 看護力再開発講習会のお知らせ

未就業看護職員に対し、最新の看護知識・技術を習得させ、再就職を促すとともに就業の継続支援を目的とする講習会を開催します。

開催期間	【講義コース1】	8月27日(月)・28日(火)
	【講義コース2】	10月17日(水)・18日(木)
	【技術演習コース】	9月10日(月)～14日(金)
開催場所	宮崎県看護等研修センター、宮崎県立看護大学など	
受講資格	1) 再就業を希望する保健師・助産師・看護師・准看護師 2) 再就業しているが、未就業期間が長期で受講を必要とする看護職員	
内 容	看護の動向、医療事故防止、看護記録と情報処理、スキンケア・褥瘡予防、高齢者の看護、検査と看護(採血法)、与薬と看護(注射法)、感染予防策、情報技術演習、急変時の看護、移動動作の援助など	
参加料	無料	
募集人員	【講義コース】	定員なし
	【技術演習コース】	30名
申込方法	指定の「申込用紙」を郵送で申し込み。 詳しくは、ナースセンターにお問い合わせください。 ☆再就業希望者でナースバンクに求職登録されていない人は、事前に登録が必要です。	
申し込み期限	【講義コース1】	8月10日(金)
	【講義コース2】	9月28日(金)
	【技術演習コース】	8月24日(金)



※お申し込み・お問い合わせは、  
 社団法人宮崎県看護協会 ナースセンター 看護力再開発講習会係  
 〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-6  
 ☎: 0985-58-4525 FAX: 0985-58-2939  
 Eメール: [miyazaki@nurse-center.net](mailto:miyazaki@nurse-center.net)

### ◆ 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の定期予防接種のお知らせ

麻しん・風しんの予防接種は、次の人を対象に、定期予防接種を実施しています。受けていない人は、指定医療機関で早めに予防接種を受けましょう。

また今年は、関西地方を中心に風しんが流行しています。5月25日付けで厚生労働省から注意喚起が出ています。年長児や大人は重症になることが多く、妊娠初期にかかると赤ちゃんの心臓・目・耳に障害を残すことがあります。ぜひ夏休みのうちにワクチン接種をしましょう。

ただし、予防接種対象者の住民票が三股町以外の方は、三股町の制度を受けることができませんので、住民票を登録している市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

#### 1. 対象者と接種期限

対象者・・・三股町に住所がある人		接種期限
1期	満1歳の幼児	2歳の誕生日前々日まで
2期	平成18年4月2日～ 平成19年4月1日生まれの人	平成25年3月31日まで
3期	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日生まれの人	
4期	平成6年4月2日～ 平成7年4月1日生まれの人	

#### 2. 接種料 無 料 (町が約1万円負担しています)

※接種期限を過ぎると全額自己負担です(約1万円)。

#### 3. 持っていくもの

- ①母子健康手帳
- ②予診票

- ・1期と2期の方は、指定医療機関にあります。
- ・3期と4期の方は、4月に直接送付した予診票(保護者が記入し、予防接種の同意欄に保護者の自署が必要)をお持ちください。

※お問い合わせは、

健康管理センター(☎52-8481)にお願いします。

## ◆ 日本脳炎の定期予防接種のお知らせ

◎平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳になるまで、日本脳炎定期予防接種を受けられるようになりました。

◎平成7～18年度に生まれた人は、日本脳炎の予防接種が不十分になっている人がいます。

母子健康手帳をご確認ください。



日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内（積極的勧奨）を差し控えていました。

その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常どおり受けられるようになっています。

積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種の機会を逃していることがあります。母子健康手帳を確認し、不足分の接種を受けてください。

特に、5歳から高校2年生の6月生まれまでの人は、日本脳炎の予防接種が不十分になっています。希望すれば、指定医療機関で受けることができます。

1. 接種料 : **無料** (町が約7,000円負担します)
2. 接種するところ : 指定医療機関
3. 持っていくもの : 母子健康手帳



◎参考：標準的なスケジュール

1期接種（計3回）	3歳のときに2回（6～28日の間隔をおく） その後おおむね1年の間隔をおいて（4歳のときに）1回
2期接種（1回）	9歳のときに1回

## ≪指定医療機関（町内）≫

医療機関名	所在地	電話番号
たけしたこども医院	三股町東原	51-0005
田中隆内科	三股町植木	52-0301
とまり内科外科胃腸科医院	三股町稗田	52-1135
長倉医院	三股町仲町	52-2109
畠中小児科医院	三股町新馬場	52-6000

●「三股町予防接種カレンダー」・「三股町ホームページ」もご覧ください。

※お問い合わせは、

健康管理センター（☎52-8481）にお願いします。

## ◆ ポリオ（小児まひ）定期予防接種のお知らせ

ポリオ（小児まひ）の予防には、ポリオワクチンの接種が必要です。今までは口から飲む（経口）生ポリオワクチンでしたが、9月1日から不活化ポリオワクチンとなり、**皮下に注射（皮下接種）**となる予定です。詳細については、広報・回覧などでお知らせします。



◆ 平成24年度 女性特有のがん検診  
推進事業実施のお知らせ

対象となる人に「子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券」が5月末に送付されています。



現在、がんで3人に1人が命を落としており、死亡原因のトップです。しかし、定期的に検診を受けて早期発見・早期治療をすることで、助かる命が多いことも分かってきました。

特に子宮頸がん、乳がんは検診が有効ながんとされています。子宮頸がんは20歳代からの若い人に多く、30歳代が発症のピークになっています。乳がんも、仕事や子育てに忙しい40歳代に発症することが多いがんです。

クーポン券は住民票の住所地のものしか使用できません。引越しや紛失などで再発行を希望する人は、身分証明証（保険証、運転免許証など）をお持ちになり、健康管理センターまでお越しください。

1. 対象者

前年度（平成23年4月2日から平成24年4月1日まで）に対象年齢になり、平成24年4月20日現在で町に住民票のある女性に送ります。

【子宮頸がん検診】

前年度年齢	生年月日
20歳	平成3年4月2日～平成4年4月1日
25歳	昭和61年4月2日～昭和62年4月1日
30歳	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日
35歳	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
40歳	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日

【乳がん検診】

前年度年齢	生年月日
40歳	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日
45歳	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日
50歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
55歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
60歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日

2. 無料クーポン券の有効期間

平成25年2月28日（木）までの期間に受診してください。

なお、有効期限が近くなると検診予約が取りにくくなる場合がありますので、早めに予約されることをお勧めします。

\*無料クーポン券には、氏名・生年月日などが記載されており、本人のみ使用できます。受診時に、免許証や保険証などで本人確認をします。

3. 検診内容

【子宮がん検診】・・・子宮頸部の細胞診検査

※子宮体部は頸部検診受診結果で必要がある人のみ

【乳がん検診】・・・マンモグラフィと視触診（必ず両方の検査を受けます）

\*追加検査や精密検査の費用は、全額自己負担となります。

4. 検診受診医療機関 別表のとおり（次ページ）

《注意事項》

☆指定医療機関以外では、無料クーポン券は使用できません。

☆受診前に、医療機関へ予約をしてください。



《町内・都城市の検診指定医療機関》

医療機関名	電話番号	子宮頸がん	乳がん
山下医院	52-1348		○
いそいち産婦人科医院	22-4585	○	
北原医院	22-4133	○	
三州病院	22-0230		◎
すみ産婦人科医院	23-1152	○	
たかお浜田医院	22-8818		○
武田産婦人科医院	22-0336	○	
中山産婦人科医院	23-8815	○	
野田医院	24-8553	○	
はまだクリニック	45-2266		○
原田医院	26-3330		○
福田クリニック	46-1122		○
藤元早鈴病院	25-1313		◎
マドコロ外科医院	22-0138		○
丸田病院	23-7060	○	
宮永病院	22-2015		○
宗正病院	22-4380		○
健康サービスセンター	39-2600		●

＜乳がん検診医療機関の見方＞

- ◎：マンモグラフィと視触診の両方の検査ができる。
- ：視触診検査のみできる（マンモグラフィのできる医療機関で先にマンモグラフィを受けてから、受診してください）。
- ：マンモグラフィ検査のみできる（後日、ほかの医療機関で視触診検査を受ける必要があります）。

※お問い合わせは、  
健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。

◆ 子宮頸がんワクチン任意接種のお知らせ

高校1・2年生相当（平成7年4月2日から平成9年4月1日生）  
女子・保護者の皆さん  
中学1年生から中学3年生（平成9年4月2日から平成12年4月1日生）女子・保護者の皆さんへ

子宮頸がん予防ワクチンは、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染による子宮頸がんの予防を目的として、町では、平成23年2月3日から中学1年生女子から高校2年生女子を対象に費用助成を実施しています。平成24年度まで、事業が延長となり**平成25年3月30日（土）**まで費用助成を行うことになりました。

子宮頸がん予防ワクチンは任意接種ですので、接種を受ける法律上の義務はありません。ワクチン接種の内容を理解した上で、接種しましょう。

接種できる人	高校1・2年生相当（平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ）の女子と 中学1年生から中学3年生（平成9年4月2日から平成12年4月1日生まれ）の女子	
接種場所	指定医療機関	
接種料金が無料になる人	高校1年生相当の女子 中学1年生から中学3年生の女子	全 員
	高校2年生相当の女子	平成24年3月31日までに1回目または2回目を接種した人のみ 無料
接種の助成期間	平成24年4月1日から平成25年3月30日まで <b>※ 助成期間内に接種を終わらせるためには、平成24年9月30日までに1回目を行う必要があります。</b>	
持っていくもの	母子健康手帳、身分証明書など住所と年齢が確認できるもの	

※お問い合わせは、  
健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。

## ◆ 原子爆弾被爆者がん検診のお知らせ

県では被爆者の健康管理のため、がん検診を行っています。

なお、検診日は各医療機関により異なりますので、あらかじめ保健所にお問い合わせください。

1. 対 象：被爆者健康手帳・第一種健康診断受診者証をお持ちの人
2. 期 間：8月～12月
3. 実施機関：都城健康サービスセンター  
 県立宮崎病院  
 県立延岡病院  
 県立日南病院  
 小林市立病院  
 済生会日向病院  
 高千穂町国民健康保険病院  
 串間市民病院  
 国立病院機構宮崎病院
4. 費 用：無 料



※お問い合わせは、県健康増進課：(☎0985-26-7079)  
 都城保健所：(☎23-4504) にお願ひします。

## ⑧ 総務課からのお知らせ

### ◆ 患者等搬送乗務員の適任者講習のお知らせ

都城市消防局では、民間の事業者で患者などの搬送業務を行う搬送乗務員に必要な資格講習を開催します。

日 時	8月5日(日)～7日(火)の3日間 午前8時30分～午後5時
場 所	都城市消防局(都城市菖蒲原町)
資 格	満18歳以上
募集人員	10人程度
内 容	患者などの搬送に必要な知識、技術や消防機関との連携要領
費 用	無料
申し込み 締め切り	8月1日(水) *定員になり次第締め切ります。



※お申し込み・お問い合わせは、  
 都城市消防局 警防課 (☎22-8883) にお願ひします。

## ⑫ 産業振興課からのお知らせ

### ◆ 自然の中で生き生きとさえずる 野鳥を楽しみましょう

これまで野鳥の中で唯一、許可によって認めていた愛がん飼養を目的とする**メジロの捕獲は、平成24年4月から許可をしないことになりました。**

皆様のご理解を  
お願いします



○更新手続きの時は、期限切れとなる飼養登録票の返納と一緒に、飼養鳥に装着している足環の確認を行っています。

更新申請をされる人はご協力をお願いします。

○違法に捕獲した野鳥は、飼うことができません。

○現在、役場から許可を受けて飼養している愛玩用の鳥類は、**飼養登録の更新手続きをすることで引き続き飼うことができます。**

飼養登録の有効期間は**1年間**です。

☆役場から交付されている飼養登録票の期限を確認し、引き続き飼う場合は、期限前に登録の更新手続きを行う必要があります（更新には手数料が必要です）。

**違法捕獲・飼養は厳しく処罰されます**

◎飼養登録の更新手続き 産業振興課 農林整備係（3階⑫番窓口）

※お問い合わせは、

宮崎県庁自然環境課（☎0985-26-7291）

農林振興局林務課（☎23-4523）

産業振興課 農林整備係（3階 ⑫番窓口）

（☎52-1111・内線333）をお願いします。

### ◆ 平成24年度宮崎県就職説明会（都城会場）のご案内

県では、県内企業就職希望者や来春学校卒業予定者と県内企業との出会いの場として、次の日程で就職説明会を開催します。

【日時】 **8月7日（火）**

●受付 午後1時～

●説明会 午後1時30分～4時

【場所】 都城圏域地場産業振興センター  
都城市都北町5225-1



【対象者】 学校卒業予定者（高校卒業予定者を除く）  
求職活動中の人、転職を考えている人など  
※誰でも参加できます。  
※事前の申し込み手続き、参加料は必要ありません。

【内容】 企業との面談  
各種相談コーナー

◎参加企業などの詳細は、宮崎県庁ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shoukou/rodo/koyo/f-setu/index.html>

または“宮崎県就職説明会”で検索

※お問い合わせは、

県労働政策課雇用対策担当（☎0985-26-7109）

都城市工業振興課（☎23-2753）をお願いします。

## ◆ 水稻の病虫害防除を実施します

本年度の水稻の病虫害防除〔無人ヘリによる農薬散布〕を次のとおり行います。無人ヘリによる農薬散布は、低い高度でプロペラからの吹きおろしの風を利用し散布します。そのため農薬の飛散が少なくなり周辺への影響を最小限に抑えますが、気になる人は、散布時の外出を控えたり、洗濯物など外に出さないことをお勧めします。

### ○ 実施時期

場 所	長田地区		梶山地区		そのほかの地区
実施日時	7/18 (水)	8/16 (木)	7/23 (月)	8/23 (木)	8/30 (木)
適用薬剤	①	②	①	②	②
申し込み先	長田防除班		梶山営農組合		J A 三股支所

★天候などの都合により変更する場合があります。

### ○ 使用薬剤名・対象病虫害

	生育期間	使用薬剤名	対象病虫害
①	分けつ期 ～ 幼穂形成期	アプロードロムダン モンカットエア	紋枯病、ウンカ幼虫類、 ツマグロヨコバイ幼虫、 コブノメイガ、ニカメイチュウ
		カスミン液剤	いもち病
②	出穂期以降	ブラシンバリダゾル	いもち病、穂枯れ、 稲コウジ、紋枯病
		スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類

★路地野菜や出荷前のかんしょなどの隣接ほ場、施設園芸ハウスや住宅などの隣接ほ場については、原則散布できません。

★無人ヘリ防除の時は、薬剤効果を高めるため湛水状態を保ち、散布後1週間は落水やかけ流しはやめましょう。

★個人で防除する人も薬剤の効果を高めるために、できるだけ同時期に防除をしましょう。

※お問い合わせは、

J A 三股支所・営農経済課 (☎52-1122)

産業振興課・農業振興係 (3階 ⑫番窓口)

(☎52-1111・内線353) をお願いします。



## ◆ 夏休み親子クッキング講座開催のご案内



平成24年度クッキング講座を次のとおり開催します。

今回は、「お菓子づくり」を紹介します。夏休みの思い出づくりに、親子でお菓子をつくってみませんか。興味のある人は気軽に参加してください。

日 時	7月31日(火) 受付：8時45分 開始：午前9時～正午
場 所	殿岡生活改善センター
内 容	お菓子づくり (らくがん・かるかん)
受 講 料	大人500円 子ども100円
募集人数	親子10組 (先着順 20人程度) *危険な機械があるため、 <u>子どもは小学生以上</u> とします。 また、子どもだけの参加は受け付けません。
持ってくるもの	①エプロン、②マスク、③三角巾、④ラップ、⑤長靴 *長靴を持っている人はお持ちください。子どもは、「室内用上履き」でも構いません。加工室内で使用しますので、 <b>清潔なもの</b> をお願いします。

※お申し込み・お問い合わせは、

殿岡生活改善センター (☎52-7234) をお願いします。

# みまた ㊦ よかもんツアー 開催決定!

町観光協会では、毎年好評の『よかもんツアー』を今年も開催します。  
ご家族やお友達などお誘いあわせのうえ、ふるってご参加 ください!!

★ 夏休み緊急企画 ★ 親子で参加! 【定員30人】

## 夏休みの宿題は、みまたで!

親子で「木工教室」と「陶芸教室」を体験  
楽しみながら夏休みの宿題をつくろう!

○日時 ~ 7月29日(日) 午前10時集合

木工教室 10時~正午 陶芸教室 午後1時~3時

○集合 ~ 三股町物産館「よかもんや」

○料金 ~ 1人 1,500円

○用意するもの ~ かなづち

昼食は弁当持参または弁当予約(別途500円)

\*弁当を予約する人はツアー申し込み時に、弁当の数もあわせてお申し込みください



# 2012

夏休み思い出企画

『参加者特典』  
みまたん特産品の  
ちょっとしたお土産つき!

## プチ体験ツアー

① 兒玉さんちのブルーベリー狩り

<おとな500円 こども300円>

昨年大好評の企画 今年もあります!  
長田の兒玉さんちの農園と裏山を楽しもうよ



② 窯元で陶芸体験

<1人1,500円>

こちらも昨年大好評の企画!  
川沿いの窯元でお気に入りの器を作りますよ

両プランとも期間は、  
7月23日~8月10日まで  
(月・水・金)

集合時間 午前9時50分

★ プチ体験ツアー受付  
よかもんや ☎52-3131



※ 申し込み締切は開催日の3日前です。  
※ 各ツアーとも定員になりしだい締め切ります。  
※ ツアーの集合場所 三股町物産館「よかもんや」  
は、JR三股駅東側です。

★ 夏休み緊急企画 ★ 親子で参加! 【定員40人】

## みまた ㊦ 川遊びツアー

親子で夏のみまたん自然を満喫!  
ヤマメのつかみ取りなど川遊びを体験  
みまたん自然の中で食べるそうめん流しは格別ですよ♪  
子どもには特別カキ氷つき!!

○日時 ~ 8月5日(日) 午前9時30分受付開始  
午前10時開始

○集合 ~ しゃくなげの森(三股町長田5268番地)

○料金 ~ 1人 1,500円(昼食含む)



★ お問い合わせ・お申し込みは ★

三股町観光協会(三股町役場産業振興課内)

☎ 52-1111・内線354

FAX 52-4944

にお願いします。

③ 町民保健課からのお知らせ

◆ 国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受け付けが始まりました



しあわせくん みつこちゃん

日本国内に住所のある20歳から60歳までの人は必ず国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は、免除や納付猶予の制度があります。

☆平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額1万4,980円です。

		納める保険料月額 (★) (定額1万4,980円の場合)	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額		障害・遺族基礎年金を請求するとき	後から保険料を納めること		
納付		1万4,980円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主の所得を審査	受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		年金を請求する要件に入ります	10年以内なら納めることができます  ※3年目から当時の保険料に加算額がつきます		
免除	全額免除	0円			2分の1	免除した期間は、年金額に	が反映されます		保険料を納めたときと同じように扱われます	
	4分の3免除 (4分の1納付)	3,750円								8分の5
	半額免除 (半額納付)	7,490円								
	4分の1免除 (4分の3納付)	1万1,240円								8分の7
若年者納付猶予 [20歳代のみ]		0円	申請者本人・配偶者の所得を審査	年金額に反映されません						
未納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		年金を受けられない場合があります	2年を過ぎると納めることができません		

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除の承認を受けたときは、表中(★)の保険料を納めなければ『未納期間』として取り扱われます。

(注意!!表中(★)の保険料は2年以内に納めないと、時効により納めることができなくなってしまいます)

《重要》免除・納付猶予を受けた期間に応じて、将来受け取る老齢基礎年金額は減額されます。

年金額を満額に近づけるためにも、10年以内に保険料をさかのぼって納めること(追納)を勧めます。

☆免除・若年者納付猶予の申請方法

【申請に必要なもの】

- ① 年金手帳
- ② 認め印
- ③ 平成23年4月1日以降に、失業・災害・風水害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類(写しでも構いません)

\*書類の例・・・雇用保険受給資格者証・離職票・り災証明書など

※注意・・・申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

【申請期間】・・・7月2日(月)～平成25年7月31日(水)

※注意・・・免除(4段階)・若年者納付猶予の申請が遅れたり、過去に未納の期間があったりすると、不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。そのため、8月31日(金)までに申請するようお願いします。

【受付場所】・・・町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 (☎52-1111・内線113)  
 都城年金事務所 (☎(代)23-2571) にお願ひします。

## ◆ 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新のお知らせ

後期高齢者医療被保険者で、現在お持ちの【限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、《後期高齢者の減額認定証》という）】は、世帯の所得状況見直しに伴い、8月1日以降は使用できません。

★現在、**区分Ⅰ**または**区分Ⅱ**の減額認定証を持っていて、平成24年度も対象者の人には減額認定証を送付します（あらためて申請する必要はありません）。

上記★印以外で8月1日以降に入院予定の人は、該当するかどうかを電話でお問い合わせください（適用判定は世帯の所得状況によります）。該当する場合は申請手続きを国保年金係(③番窓口)で行ってください。

### 【注 意】

◎後期高齢者の減額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。

(例)

平成23年度に認定証を持っていない人が7月15日に申請をした場合  
平成24年7月1日適用で平成24年7月31日まで有効の減額認定証と  
平成24年8月1日適用で平成25年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。



◎後期高齢者の減額認定証は、平成24年度町県民税（住民税）**非課税世帯に限り、**交付されます（平成24年7月1日適用の認定証は平成23年度町県民税非課税世帯に限る）。

《申請に必要なもの》… 後期高齢者医療の被保険者証・印かん

《申請期間》……………7月1日から随時

\* 三股町国民健康保険の限度額認定証の更新受け付けは8月1日からになります。ご注意ください。

## ◆ 障害認定申請のお知らせ

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると、病院での一部負担金が所得に応じて1割、または3割になります。

《加入できる人》……………身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人  
療育手帳Aの人  
精神障害者保健福祉手帳1、2級の人  
国民年金法における障害年金の1、2級を受給の人 ほか

《申請に必要なもの》…印かん・申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書健康保険被保険者資格喪失連絡表  
**(現在ご加入の医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です)**

※後期高齢者の減額認定証・障害認定申請のお問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

(☎52-1111・内線116)にお願いします。

## ⑦ 地域政策室からのお知らせ

### ◆ 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職者共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

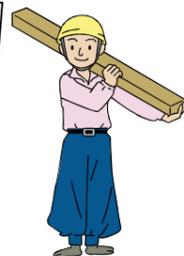
加入できる事業主…建設業を営む人  
対象となる労働者…建設業の現場で働く人  
掛金…日額310円

#### 【特長】

- ◎国の制度なので、安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は、企業間を通算して計算されます。

#### 【建退共制度の特例措置のお知らせ】

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続の特例措置を実施しています。



#### ★建退共から事業主の皆さまへのお願い★

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画やQ & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひご覧ください。

《アドレス》 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

※お問い合わせは、

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 事業推進室 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

☎03-6731-2866

《宮崎支部》 〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館内

☎0985-20-8867

## ⑨ 都市整備課からのお知らせ



### ◆ 木造住宅の耐震診断のお知らせ

近年、能登半島地震（平成19年3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生）、岩手県内陸南部地震（平成20年6月発生）、東日本大地震（平成23年3月発生）など大地震が頻発しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。宮崎県でも過去、日向灘沖を震源とする地震やえびの地震で、多くの住宅の被害が発生しました。

こうした状況を受け、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現に貢献するため、所有者が行う耐震診断について、診断の一部を補助し、耐震診断の実施を促進する事業を行います。

耐震診断を希望する人は、都市整備課 建築係までご連絡ください。

#### 1. 耐震診断

項目	内容
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているもの。
耐震診断	宮崎県木造住宅耐震診断士（知事が行う講習会を受講し、知事が登録した建築士）が県の定める耐震診断方法に基づき、大地震で倒壊する可能性の診断。
耐震診断費用	1棟あたり6万円のうち、個人負担は6,000円です。残りの5万4,000円を国・県・町で負担します。
実施方法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
棟数	5棟 *定数になり次第締め切ります。

#### 2. 耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震相談や地域における普及活動の要望を受けた時、町がアドバイザーを派遣し、耐震などの説明を行います。

※お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）

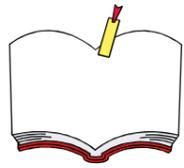
☎52-1111・内線245）にお願いします。

## 教育課からのお知らせ

### ◆ 放送大学で学んでみませんか？

放送大学は、テレビなどの放送で授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、いろいろな目的で、いろいろな年代や職業の人が学んでいます。大学や大学院の授業科目を1科目から気軽に学べるチャンスです！この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか？

★★★平成24年度第2学期学生を募集しています。★★★



二つの特典あり！

- ① 公立学校共済組合員は入学料半額
- ② 日向市在住の人、入学料の半額補助あり

放送大学の教養学部と大学院の特長の一部をご紹介します。

#### ～教養学部の紹介～

- ☆入学試験はありません。
- ☆15歳以上なら、誰でも選科履修生・科目履修生として入学でき、約300科目の中から好きな科目を1科目からでも学べます。
- ☆18歳以上で大学入学資格をお持ちの人は誰でも全科履修生として入学でき、卒業すると学士（教養）の学位を取得できます。
- ☆「放送大学エキスパート」では、「心理学基礎プラン」「健康福祉指導プラン」「福祉コーディネータプラン」など全24プランを実施。一つの分野を体系的に学ぶことができ、認証条件を満たした人には「認証状」が交付されます。

学生の種類	入学料	授業料
科目履修生（6カ月在学し、希望する科目を履修）	6,000円	1科目（2単位） 1万1,000円 （テキスト代含む）
選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）	8,000円	
全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）	2万2,000円	

#### ～大学院の紹介～

- ☆18歳以上なら、誰でも修士選科生・修士科目生として入学でき、約70科目の中から好きな科目を1科目から学べます。
- ☆修士全科生は、年に1回の募集で入学試験があります。生活健康科学、人間発達科学、臨床心理学、社会経営科学、文化情報学、自然環境科学の6つのプログラムがあり、そのコースのいずれかに2年間在学し、卒業すれば「修士」の学位を取得できます。

学生の種類	入学料	授業料
修士科目生（6カ月在学し、希望する科目を履修）	1万2,000円	1科目（2単位） 2万2,000円 （テキスト代含む）
修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）	1万6,000円	
修士全科生 （2年間在学し、修士の学位を取得）	4万4,000円	1科目（2単位） 2万2,000円 （テキスト代含む） 研究指導 8万8,000円/年間

教養学部・大学院（修士科目生・修士選科生）

**募集期限：8月31日（金）必着**

大学院の修士全科生

**募集期間：8月17日（金）～8月31日（金）予定**



詳しい資料を無料で差し上げますので、お気軽にお問い合わせください。

※資料請求・お問い合わせは、

放送大学宮崎学習センター 〒883-8510 日向市本町11-11

(☎0982-53-1893・FAX0982-53-1898) (月・祝日休)

放送大学ホームページ <http://www.ouj.ac.jp> にお願ひします。

## ⑥ 福祉課からのお知らせ

### ◆ 児童厚生員登録の募集のお知らせ

福祉課・児童福祉係では、児童館・児童クラブで働く児童厚生員の登録を行っています。

児童厚生員の仕事は、昼間、仕事などで、保護者が家にはいない児童に、児童館で適切な遊び・生活の場を提供するなど児童の健全な育成を図りながら指導することです。希望する人は、履歴書の提出をお願いします。

【勤務時間】 月曜日 ～ 金曜日 : 午後2時～6時  
土曜日・春休み・夏休み・冬休み : 午前9時～午後6時  
(休憩1時間あり)

【休日】 週休2日(日曜日+交代で1日)  
祝日・12月29日～1月3日

### ◆ 夏休み期間中だけの放課後児童クラブの児童指導員 募集のお知らせ

【勤務期間】 7月21日(土)～8月28日(火)  
《日曜日・8月13日(月)～15日(水)を除く》の30日間

【勤務時間】 月曜日 ～ 土曜日 : 午前8時～午後5時  
(休憩1時間あり)

以上、どちらか希望する人は、履歴書の提出をお願いします。

#### 1. 登録条件

- 子どもの好きな人。
- 子どもと一緒に遊ぶ体力のある人。
- 保育士または教員の資格がある人が望ましい。



#### 2. 書類提出場所・・・福祉課・児童福祉係

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)  
(☎52-1111・内線166)をお願いします。

### ◆ 「介護給付費通知書」の送付のお知らせ

本年度より町では介護サービスを利用している人に「介護給付費通知書(はがき)」を郵送で送付します(年4回)

この通知書は、介護サービスを利用している皆さんが実際に利用したサービスの種類や回数、費用などを確認してもらうことで、介護サービスの給付を適正に行うためのものです。

介護サービス費用は、1割は皆さんの自己負担で、9割は皆さんが納めた保険料などから支払われています。

その財源を大切にするために、サービスが正しく給付されているかを確認してください。

★今回の通知書は、介護保険が適用される介護サービスについての利用者負担額・サービス費用の合計額を通知しているものです。自己負担となっている食費や居住費などの介護保険適用外の費用は、この通知書には記載されていません。

★この通知書は、サービス内容などを確認するだけのものであり、決して**利用者負担額やサービス費用合計額の請求書ではありません**。したがって、この通知書で利用者が**利用料を支払う必要は一切ありません**。

★本年度1回目の通知書は7月中旬を予定しています。内容は平成24年1月～3月までのサービス利用分の通知となります。今後は3カ月に1回の割合で通知書を送付します。

#### 【確認方法】

- ◎利用していないサービス事業所やサービス種類はありませんか？
- ◎日数は実際に使った期間よりも多くありませんか？
- ◎利用者負担額は領収書の額と大きく異なりませんか？

上の3つに当てはまる場合は、提供事業者や担当ケアマネージャーにお問い合わせください。



※お問い合わせは、  
福祉課 介護高齢者係(1階 ⑥番窓口)  
(☎52-1111・内線162・163)をお願いします。

## ◆ 介護保険料の平準化のお知らせ

65歳以上で、年金から介護保険料が天引き（＝特別徴収）の人の8月分の保険料を平準化します。

今までは、4月、6月、8月の保険料は、前年度の2月の保険料と同額になるという決まりがありました。そのため、この前半の4月、6月、8月分の保険料と後半の10月、12月、翌年2月の保険料で大きな差が出てしまうことがありました。そこで、市町村の判断で、この前半の月の額を変更するなどして、差を緩和できるようになりました。これが「平準化」です。

町では、昨年に引き続き、今年も8月分の介護保険料を増減調整して、後半の天引き額を均等化する方法を実施します。

この平準化により、天引き額の差が緩和され、月の支出計画を立てやすくなりますのでご理解をよろしくお願いします。

★天引き額の差があまりない人については、対象外となりますのでご了承ください。

※お問い合わせは、福祉課 介護高齢者係（1階 ⑥番窓口）  
（☎52-1111・内線162・163）にお願いします。

## ⑤ 税務財政課からのお知らせ

### ◆ 平成24年度の地籍調査区域のお知らせ

国土調査法に基づく本年度地籍調査は、下記の対象区域となっています。地籍調査とは土地の基礎調査です。一筆ごとの土地について「地番」「地目」「境界」の調査、登記簿に記載された所有者に関する確認、境界の測量、面積の測定を行います。その結果により地籍図・地籍簿を作成する調査です。詳しいことは、後日対象者に連絡しますので、ご協力をお願いします。

#### 1. 平成24年度地籍調査対象区域

三股町 花見原、大字樺山字下沖・花見原・沖水原、大字蓼池字今市

#### 2. 調査期間

9月1日（土）～平成25年3月31日（日）

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）  
（☎52-1111・内線146）にお願いします。



## 相談ごと関係

### ◆ 「こころの健康相談」のご案内



ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項目	内容
日程	7月19日（木） 8月16日（木） 9月20日（木） ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時間	午後1時30分～4時
場所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
相談体制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については医師による相談（予約制）を行います。（無料）
相談内容	①精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ②不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申込方法	事前に下記、保健所保健師（疾病対策担当）へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあり、自殺既遂者の背景には、精神疾患などがあるものの、気軽に精神科を受診できない状況もあるため、保健所でも相談をお受けしています。

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 疾病対策担当保健師（☎23-4504）にお願いします。

## ◆ 「人権相談」のご案内



いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

\* 予約は不要です。

### ★特設人権相談

実施日	担当者
8月1日（水）	黒木 兼一郎さん
9月5日（水）	柿原 信知さん

時 間： 午前10時～午後3時

場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

### ★常設人権相談

1. 日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分
2. 場 所： 宮崎地方法務局都城支局  
（都城合同庁舎5階相談室）
3. 担当者： 人権擁護委員・法務局職員



※お問い合わせは、

特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線232）

常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

（☎22-0490）をお願いします。

## ◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。



1. 日 時： 毎日 午前9時～午後5時

（土・日・祝日は除きます）

2. 場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会

（☎52-1246）をお願いします。

## ◆ 交通事故無料相談のご案内

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

1. 日 時： 毎日 午前9時～午後4時

（土・日・祝日は除きます）

2. 場 所： 都城市役所2階 生活文化課内

**\* 事前に、電話にてお問い合わせください。**



※お問い合わせは、都城地区交通事故相談所

（☎23-0944）をお願いします。